

秘

出入國の管理に関する件

(閣議決定案 外務省 大藏省 二四八五)

従来連合國總司令部において実施してきた我國への出入國管理
を十一月一日より日本政府において実施するため至急諸般の準備
を整えるよう六月二十二日付總司令部より指令してきた。

よつて内閣はポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件
(昭和二十年勅令第五四二号)に基き出入國の管理に関する政令
を制定するに付、右政令の実施に関し左の如く措置するものとす
る。

一 入國管理部(中央機構)を外務省管理局に設置する際右に必要
なる要員は外務省の定員より賄うものとする。

二 入國監理官(地方機関)を別表の税関に配置する。
右出入國監理の事務を行う爲必要なる要員は大藏省の定員よ

裏面白紙

り賄うこととする。

右要員中入國監理官（三十名）の任免については適格者中より大藏大臣は外務大臣と協議の上行うものとする。

右入國監理官中所要のものについては外務省の身分を兼任せしめることができる。

三 入國管理部の設置及び入國監理官の配置に要する経費中外務省の賄う要員に関する人件費及びこれに附属する物件費は外務省既定予算より支出し、大藏省の賄う要員の人件費及びこれに附属する物件費は大藏省既定予算より支出する。

右以外の所要経費中、入國管理部（中央機構）設置並に運用に要する経費は補正予算に計上するも差当り必要なる金額は外務省の既定予算中よりこれを移用する。

又入國監理官（地方機関）の配置並に運用に必要な経費は補正予算に計上するも差当り必要なる金額は大藏省の既定予算

中よりこれを移用する。
四 本件措置は、連合軍側の日本政府に対する事務移管の顯著なる事
例なるにも鑑み、その運用に遺憾なきを期し特に中央、現地の
緊密なる連繫の保持に留意する。

裏面白紙

別表

飛行場

(一) 羽田

(二) 岩國

開港場

(一) 小樽 (二) 函館 (三) 横浜 (四) 横須賀 (五) 名古屋 (六) 清水 (七) 神戸 (八) 吳 (九) 佐世

保 (十) 三池 (十一) 長崎 (十二) 門司

裏面白紙